仕　　様　　書

1　機械概要

(1) 機械名：道路巡回車　１台
(2) 使用目的
　本車両は，交通管理のため道路巡回および通行を禁止し，若しくは制限するための規制措置，並びに障害物を排除するための緊急作業に使用する。
(3) 適用
　ここに示されていない事項については，東日本高速道路株式会社維持補修用機械標準仕様書に定めるところによるものとする。

2　構造及び性能

(1)　車体構造等

①　運転室等構造	全鋼製密閉型で，ＳＵＶタイプ，４ドア以上(スライド式ドアは除く)右ハンドル(パワーステアリング付)とし，一般的な整備性を有する構造とする。また，シートは防水性を考慮したもの(防水性がない場合は，ビニール貼り等の加工を行うこと。)とする。
②　車輪配列	前２，後２
③　タイヤ	ラジアルタイヤ
④　全長	5,000㎜以下
⑤　全幅	1,900㎜以下
⑥　全高	1,650㎜～1,950㎜

(2)　動力性能

①　エンジン型式	ガソリンエンジン
②　最小回転半径	6.0m以下(最外側輪中心)
③　最高速度	100km/h以上
④　トルクウェイトレシオ	10.5kg/Nm以下 ただし，(車両本体重量＋450)kg/(最大トルク)Ｎ・ｍとする。
⑤　排気量	2,000cc級以上
⑥　駆動方式	四輪駆動
⑦　動力伝達装置	主変速機Ａ／Ｔ

(3)　制動性能

○　主制動機構	ＡＢＳ装置装備

(4)　安全性能

○　安全機構	ＳＲＳエアバッグ装置装備(運転席・助手席) サイドドアビーム装備 安全ボディ構造

(5)　搭載性能

①　乗車定員　　４人以上

②　搭載容量　　搭載部の寸法　W900㎜以上×Ｌ600㎜以上

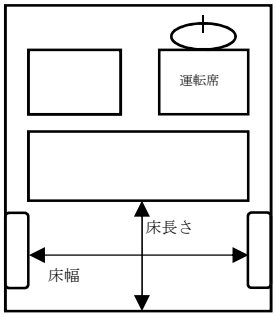

【寸法の定義】

・床幅はホイールハウスの内側間とする。ホイールハウスの突出しがない場合は，フロア端間とする。

・床長さ方向は，セカンドシート後部の搭載スペース床面端からとする（サードシート部は搭載スペースとし，座席の取外し等を可能とする）。

・セカンドシートポジション
前後スライド機構のあるものは，最大搭載スペースを確保し調整する。

(6)　環境保護性能

排出ガス規制レベル　　低排出ガス認定車両であること。

３　付属装置及び付属品

(1)　新規装備品

①オルタネータ・バッテリー　　アイドリング時において，車載標識装置及び散光式警光灯(ＤＣ１２Ｖ・２６Ａ)を点灯させるだけの電力を確保すること。

②車載標識装置　　１式

イ　表示装置筐体部

(ｲ)　寸法　W1,130㎜以下×H550㎜以下×奥行1,070以下とする(別図参照)。

(ﾛ)　色　白を基調とする。

ロ　表示部

(ｲ) 表示エリア寸法　W960㎜以上×H320㎜以上

(ﾛ) 表示機能 6文字相当×1段及び3文字相当×1段

(ﾊ) 表示素子 LED

(ﾆ) 表示色　赤色，黄緑色，橙色

(ﾎ) 表示内容 表示項目表参照

ハ　運転室操作部

(ｲ) 操作内容 主電源操作，表示項目選択操作

③散光式警光灯　　１灯

イ　全長　1,100㎜～1,150㎜

ロ　警光灯色　赤

ハ　定格電圧12V又は24V

ニ　回転灯及び点滅灯

(ｲ)　閃光数　約160回／分

(ﾛ)　数量　　各２

ホ　点滅灯

ヘ　⑤拡声装置に対応するスピーカを内蔵

④リモコン式投光機　　１灯

イ　定格電圧　12V

ロ　消費電力　100W 以下
ハ　中心光度　200,000 カンデラ
ニ　リモコンにより照射範囲を変更可能

⑤拡声装置　１式
イ　アンプ部　車載専用型 50W 以上
ロ　電子サイレン(アンプ部内蔵)機能
ハ　トークスィッチロック機能

⑥補助前照灯　２灯
⑦リアワイパー　１式
⑧リア熱線入りガラス　１式
⑨横並列（２段式）ミラー　１式
⑩床マット(ゴム製)　１組
⑪荷台マット　１枚
⑫後退ブザー　１式
⑬エアコン　１式
⑭スペアタイヤ(ホイール含)　１本
⑮スタッドレスタイヤ(ホイール含)　４本
⑯牽引フック　１式
⑰牽引ロープ(破断張力 3t 以上)　１本
⑱ラジオ(ＡＭ，ＦＭ)　１台
⑲パーソナルランプ　１式
⑳時計　１個
㉑消火器(ABC4 型)　１個
㉒ETC 車載器　１台
㉓ドライブレコーダー(前方・後方)　１式
㉔LED 補助警告灯　２灯

(2)載せ替え品

下取り車に取り付けられている装置等を取外し，必要な配線類等により車両本体に取り付けるものとする。

①搭載砂箱
②無線機本体及び空中線
③携行缶(消防法適合品 容器 10L)

４　塗装

(1)　車体塗装

下記により調色し，別添のとおり塗装する。

６１７フレッシュブルー　１０％
６２１オリエンタルブルー　３０％
６３８ディープブルー　４５％
５３１ホワイトベース　７％
５８２テンチングブラック　８％

(2)　錆止め塗装

下回り全面について，錆止め塗装を行う。塗装方法は，メーカー仕様による。

(3)　道路パトロールカーの表示

車両左右ドア部に「宮城県道路公社道路パトロールカー」と，車両後面右側に「宮城県道路公社」と黒色で明示するものとし，併せて社章(契約後データを提供)を緑色で明示する。明示方法はステッカーによる。文字書体は，丸ゴシック体とし，文字の大きさ及び位置は担当者と協議のうえ決定する。

5　その他

(1)　関係機関への手続き

受注者は，改造申請，基準緩和及び緊急自動車指定申請にあたっては，法令等の定め及び発注者の指示に従って関係機関と協議し，必要な手続き及び申請書類の作成を行うものとする。

なお，これらに要する費用は，受注者において負担するものとする。

(2)　必要書類の請求

受注者は前記(1)で必要となる次の書類を公社へ請求するものとする。

①公社の全部事項証明書

②公社の印鑑証明書

③その他必要書類

(3)　自動車登録及び車両検査

購入機械の自動車登録及び車両検査は，受注者が行う。

なお，これに使用する名称は，下表によるものとする。

表　　使用する名称

所有者	宮城県道路公社
所有者住所	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目１－２０
使用者	宮城県道路公社
使用者の住所	宮城県宮城郡松島町根廻字桐田１６

(4)　税金，保険料及びリサイクル料

①　受注者は，自動車取得税，自動車税，自動車重量税，自動車損害賠償責任保険の保険料及び自動車リサイクル料を支払うものとし，納車後代金請求時に領収書(印紙売りさばき所の領収書を含む。)を添えて，公社に立替金額を請求するものとする。

②　下取り車の自動車リサイクル料については，公社への返金処理を行うものとする。

(5)　保証

保証期間は，引渡しを受けてから３年，又は保証走行距離の６万kmとし，この期間内又は走行距離内において，乙の設計又は製作上の責めに帰すべき故障については，乙が無償で修理又は交換するものとする。また，乙が定める特別保証項目の保証期間については，引渡しを受けてから５年，又は走行距離の１０万kmとする。また，特殊架装物，その他については，保証期間は１年とする。

なお，上記期間を経過した後でも，受注者の責任と認められる欠陥等においては，双方協議のうえ受注者の負担において修理または整備をさせることがある。

(6)製造期日等の指定

納入機械は，納入期日前１箇年以内に製造されたもので，新品でなければならない。

(7)完成写真

受注者は，機械の納入の際に機械のカラー写真を公社に２部提出しなければならない。この場合における写真の大きさはサービスサイズ（約 12 ㎝×8 ㎝）とし，台紙（Ａ４版サイズ）に購入名，納入年月日，納入場所を記載して整理し，原板と共に提出するものとする。

(8)取扱説明等

受注者は，機械の納入にあたり，次の書類をパイプファイルに綴じ，２部提出するものとする。

① 取扱説明書（車両及び架装機器）
② 点検整備要領書（車両及び架装機器）
③ 全体組立図，各部詳細図
④ 機械仕様書，機械諸元表
⑤ 使用機械一覧表（試験成績書含む）
⑥ 検査成績書（中間検査，工場検査）
⑦ 改造申請，基準緩和申請の控え
⑧ 部品型録，部品定価表（設計図書で指定した場合）

(9)　下取り機械

受注者は，下取りを要する機械について，引取りの後は下取り機械に関する一切の責任を追うものとし，抹消登録を速やかに完了させるとともに，発注者の確認を受けるものとする。

(10)　関係法令及び規格

受注者が，機械を設計，製作，納入するにあたって，遵守すべき主たる法令及び規格は次のとおりである。

① 道路交通法（昭和 35 年 法律第 105 号）
② 道路運送車両法（昭和 26 年 法律第 185 号）
③ 日本工業規格（JIS）
④ 日本電気工業会標準規格（JEM）
⑤ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
⑥ 日本塗料工業会標準規格
⑦ その他関係法令及び規格

6　納車期限　　平成３１年９月３０日

7　公社物品出納員検査及び代金の支払

代金の支払は，当該検査に合格し，車両の引渡しを受けた後、請求書を受理した日から３０日以内とする。

以上